

デートDVなどの若者を中心とした被害にあわないためには

若者を中心とした被害は性別を問わずに起こります。
被害にあわないための心構えを知っておくだけでも、
自分や身近な人を守ることにつながります。



別れ話などは人のいる場所で

「両者が同意しないと別れられない」と思っている人が多いですが、
相手の同意は必ずしも必要ではありません。「こわい」と感じたら逃げ
ましょう。

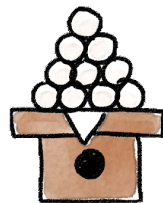
特に人気のない場所で、二人きりで別れ話をすることは危険です。カフ
エやレストランなど、人のいる場所で話をしましょう。

公開されたら困る写真は、撮らない・撮らせない・送らない

動画や写真が一度インターネット上に出回ると、広く拡散され、削除
することは困難です。公開されたら困る写真や動画は、撮らない・撮ら
せない、頼まれても送らないようにしましょう。

不安を感じたら誰かに相談してみましょう

業者からの勧誘で、仕事内容がわからなかったり不安がある場合は、家族や友人に相談するな
どして、すぐに一人で契約やサインをしないようにしましょう。
また、個人情報やSNSのアカウント等を気軽に教えないようにしましょう。



ポイント!

被害にあってからでは取り返しのつかない事態となってしまうこともありま
す。相手が、彼氏・彼女、友人、知人など親しい間柄だと、断りにくかったり
信頼してしまいがちですが、自分が嫌なことは必ずNOと伝え、一線をひくこと
が大切です。

困ったら相談窓口へ

デートDVやトラブルは「一人で」「自分たちだけで」解決することがとても難しい問題です。
もし、自分が被害にあっていたら…反対に、大切な人を傷つけて悩んでいたら…
できるだけ早く、信頼できる友人や大人に相談するか、専門の相談窓口に話してみてください。
相談窓口では匿名での相談が可能です。プライバシーは必ず守られます。

京都府家庭支援総合センター

電話番号 075-531-9910 (DV・女性相談専用電話)

開設日・時間 電話相談：毎日9:00～20:00 (面接相談は要予約)



なごみ

第 2 7 0 号

2024年9月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212



みんなで築こう 人権のまちづくり



7月26日に街頭啓発活動を実施しました

7月26日（金）の午前7時30分から白栖橋交差点付近で街頭啓発を実施しました。

この活動は8月の人権強調月間に向けて先駆けておこなわれ、当日は部落解放・人権政策確立要求和束町実行委員会や人権擁護委員さんらに集まっていたき、計19人で通勤や通学途中の方々にティッシュなどの啓発物品を配布し、啓発活動にあたりました。

また、8月1日（木）～30日（金）まで、役場にて人権啓発パネル展を実施し、同時に啓発物品の配布もおこないました。

これらの活動を通して、人権の大切さを学ぶきっかけづくりになればと願っています。

活動の様子



ひとりで悩まず、まず相談を！

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

9月の相談日

月日・・・9月27日（金）
時間・・・午後1時30分～4時
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和束町人権啓発課
（人権ふれあいセンター）

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212

